

資料・議事の扱いについて（案）

1. 本検討会は、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事録については、原則として会議終了後1か月以内に作成し、公開する。
4. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。